**平成２１年（フ）第５７９４号**
大阪府高槻市登町20番Ｂ24―109号
債務者　西田　尋美（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５８５９号**
大阪市西成区千本北１丁目11番７号
債務者　魚谷　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５８６２号**
大阪市平野区瓜破東１丁目５番66号　けやきハイツ308号
債務者　宮地美智典
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５９２９号**
大阪市西淀川区姫島６丁目３番６号
債務者　岡崎　　守（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５９３２号**
大阪市此花区春日出北３―14―12、住民票上の住所福岡県うきは市吉井町桜井64番地１
債務者　木村　秀司
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６００８号**
大阪市西成区花園北２丁目１番17―902号
債務者　辻　　清
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６０１４号**
大阪市城東区東中浜６丁目13番５号　サンライズハイツ緑橋202号室、住民票上の住所大阪市城東区森之宮２丁目１番30号　金沢マンション202
債務者　上垣　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６０９５号**
大阪府東大阪市若江東町３丁目２番12号
債務者　木下　史好
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６１５１号**
大阪市西区土佐堀２丁目３番12―1005号
債務者　本田　和惠
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６３９２号**
大阪市平野区長吉出戸４丁目４番12号
債務者　民谷　　潔
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６３９３号**
大阪市平野区長吉出戸４丁目４番12号
債務者　民谷千惠子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６４２７号**
大阪府守口市南寺方東通６丁目12番５―601号
債務者　後藤　真澄
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６５３１号**
大阪府八尾市太田新町３丁目25番地
債務者　正保　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６７２８号**
大阪市城東区野江３丁目20番14号　メゾンベルシティ202号
債務者　仲山　　茜
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６８１２号**
大阪市淀川区十八条２丁目９番24号
債務者　森本　康之
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６８７２号**
大阪府東大阪市昭和町16番３号
債務者　倉下有紀子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９３１号**
大阪市東淀川区豊里３丁目２番７号　第２米田グランドハイツ301号
債務者　安井　貴志
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７０２７号**
大阪府寝屋川市点野２丁目12―３―207、住民票上の住所大阪府吹田市長野東12番６―206号
債務者　射場さおり
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部